

令和4年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務

2 目的

青森県は都道府県別の平均寿命が全国最下位であり、弘前市（以下「市」という。）の平均寿命も全国平均を大きく下回っている。また、がん・心疾患・脳血管疾患の「三大生活習慣病」による標準化死亡比や肥満者の割合も高い状況となっているほか、各種健診・検診の受診率も低迷しており、市民の健康意識の向上が大きな課題となっている。そのような中、弘前大学COI研究推進機構（以下「弘前大学COI」という。）では、健診とその結果を基にした健康指導等の啓発を即日に行うことで、健康意識の向上や行動変容につながりやすいという長所があるQOL（啓発型）健診（以下「QOL健診」という。）の開発・実証を進めている。QOL健診を広く市民に普及展開することで、市民の健康意識の向上と行動変容につながるとともに、QOL健診と併せて弘前大学COI参画企業などが提供する健康プログラム（以下「健康プログラム」という。）を実施することで、意識啓発と行動変容の効果がより高まることが期待される。

また、市が抱える別の課題として、中心市街地の活力低下が挙げられる。近年、中心市街地活性化の進捗を評価する基本的指標である空き店舗率は悪化の傾向が強まってきており、令和2年からはそこに新型コロナウイルス感染症の感染拡大が追い打ちをかけ、空き店舗率に加え歩行者・自転車通行量も悪化に転じるなど、更に深刻な状況となっている。中心市街地に関する市民のニーズとして、商業機能のみならず、健康・医療、福祉などの機能充実を望む意見が多いことから、市では令和4年3月に「弘前市中心市街地活性化ビジョン」を策定し、将来も中心市街地が市の社会経済活動の中心となり続けるべく当該機能を充実させていくこととしている。

これらを踏まえ、本業務は、市民の健康増進や健康意識の向上と中心市街地のにぎわい創出を目的に、健康をテーマとした取組の実施や、継続的な事業実施に向けた体制づくりなどの支援を行うものである。また、各事業の対象者は全市民とするが、特に健康寿命延伸の鍵でありながら健康意識が低い、働き盛り世代の市民を重点的な対象者とする。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日までとする。

※本業務は、令和4年度から令和6年度までの3か年で実施することを想定しているが、「令和5年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務」及び「令和6年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務」については、当該各年度において本年度の受託者と別途契約するものとする。ただし、当該各年度の予算が成立しなかった場合には契約しないことがある。

4 業務の実施

(1) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。

- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 本業務に関する打ち合わせは次の時期に行うこと。
 - ① 業務着手時
 - ② 受注者または市が必要と認めた時
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な支援を行うこと。
- (5) 受注者は、業務の遂行状況について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 受注者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し市の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に寄与する健康をテーマとした取組の検討及び実施、持続的に事業を実施していくための体制づくり、施策の効果検証のエビデンスとなる成果指標の設定、QOL 健診の普及展開と継続を見据えた効果的な事業スキームの構築、弘前大学 COI と連携して行う QOL 健診や健康プログラムを活用した市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に寄与する事業の実施（詳細は以下に記載のとおり）について、令和4年度から令和6年度までの3か年で支援を行うものである。

【令和4年度の実施内容】

- (1) 市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に向けて、健康をテーマとした以下の内容に係る取組の検討
 - ① 中心市街地のにぎわい創出（来街者の増加や店舗内遊休スペース・空き店舗等の有効活用に資する取組）
 - ② DX 分野を活用した健康無関心層の行動変容に向けた取組（健康アプリの開発運用等）
 - ③ 中心市街地飲食店で提供できる減塩ヘルシーディッシュについて、地元大学とのコラボレーションも視野に入れたメニュー開発及び市民への普及展開
- (2) 市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に向けた取組を継続して実施していくための持続可能な運営体制づくりについて、先進事例等の情報収集及び体制案の検討
- (3) 市民の健康増進や健康意識の向上に係る施策の効果検証のエビデンスとなる成果指標の検討
- (4) QOL 健診を広く市民に展開するとともに、将来も持続可能な事業として継続していくための効果的な事業スキーム※について、先進事例等の情報収集
※事業スキームの候補として、成果連動型民間委託契約方式（PFS）や民間資金の獲得に向けたソーシャルインパクトボンド（SIB）も含めるものとする。
- (5) 次頁の表 No. 1～4 に記載の、弘前大学 COI と連携して行う QOL 健診及び受託者の提案による健康プログラムを活用したモデル事業等の実施

No.	事業名	事業内容	回数	参加者数 (実人数)	QOL健診	健康プログラム*	(参考見積額)
1	食生活改善モデル事業	健康意識が低い市民(健診を受診したことがない方、現在経過観察中の方など)を対象に、中心市街地を拠点に食生活の改善や各種健診の受診勧奨、健康・保健指導等を受けるモニター事業を実施。	2回 ※1回あたり3か月のモニター事業 ※2回のモニター事業の対象者は別に選定	100人 ※50人×2回	4回 ※3か月のうち初回と最終回×2回	【1回目】 ・ベジ選手権(カゴメ株式会社) 【2回目】 ・スマート和食(花王株式会社)	(3,415,500円)
2	中心市街地拠点での健康参加モデル事業	市民の健康増進と健康意識の向上に寄与するイベント等を中心市街地で開催。	大規模イベント等 1回	100人	1回 ※午前～午後	・ホコタッチ歩行計(花王株式会社) ・ホコタッチステーション(花王株式会社) ・ベジチェック(カゴメ株式会社) ・体組成計 ・血圧計	(1,826,000円)
			中規模イベント等 2回	100人 ※50人×2回	2回		
2		既存の中心市街地店舗等に健康機器を配置した拠点を作り、訪れた方が健康状態をセルフチェックできる体制を構築。併せて、設置した健康機器等を活用しながら中心市街地をウォーキングするモデルコースを検討。	随時拠点に来訪し参加 (拠点の候補) ①中心市街地店舗等 ②弘前駅前公共施設ヒロスクエア健康広場(既に一部健康機器有) ③弘前市役所本庁舎	100人	—		(2,324,190円)
3	働き盛り世代の運動教室	市スポーツ指導員が民間事業所に出向いて実施する働き盛り世代の運動教室(市予算で実施)において、QOL健診を実施。	3回	90人 ※1社(30人)×3社	3回 ※各社1回	なし	(1,716,000円)
4	市役所食堂への健康機器の設置	市役所食堂への健康機器の設置等により、職員や来店者の健康意識の向上及び健康な食事メニュー摂取への誘導。	—	—	—	・ベジチェック(カゴメ株式会社) ・内臓脂肪測定(花王株式会社)	(778,800円)
						(その他) 広告宣伝費、諸経費	(1,439,510円)
計							(11,500,000円)

*記載の健康プログラムは参考見積に当たって想定した内容であり、詳細は受託者の提案による。

(参考)

令和5年度及び令和6年度については、概ね以下に記載の業務を想定しているが、詳細は受託者の提案によるものとする。

【令和5年度の実施を想定している内容】

- (1) 市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に向けて、健康をテーマとした以下の内容に係る取組の試行及び効果検証
 - ①中心市街地のにぎわい創出（来街者の増加や店舗内遊休スペース・空き店舗等の有効活用に資する取組）
 - ②DX分野を活用した健康無関心層の行動変容に向けた取組（健康アプリの開発運用等）
 - ③中心市街地飲食店で提供できる減塩ヘルシーディッシュについて、地元大学とのコラボレーションも視野に入れたメニュー開発及び市民への普及展開
- (2) 市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に向けた取組を継続して実施していくための持続可能な運営体制づくりに向けての関係機関との調整
- (3) 市民の健康増進や健康意識の向上に係る施策の効果検証のエビデンスとなる成果指標の試験導入、修正、本格導入
- (4) QOL健診を広く市民に展開するとともに、将来も持続可能な事業として継続していくための効果的な事業スキームについての具体的手法等の検討
- (5) 前頁の表 No. 1～4 に記載の、弘前大学 COI と連携して行う QOL 健診及び健康プログラムを活用したモデル事業の拡充実施、効果検証及び一部自走化の検討

【令和6年度の実施を想定している内容】

- (1) 市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に向けて、健康をテーマとした以下の内容に係る取組の試行、効果検証及び一部自走化の検討
 - ①中心市街地のにぎわい創出（来街者の増加や店舗内遊休スペース・空き店舗等の有効活用に資する取組）
 - ②DX分野を活用した健康無関心層の行動変容に向けた取組（健康アプリの開発運用等）
 - ③中心市街地飲食店で提供できる減塩ヘルシーディッシュについて、地元大学とのコラボレーションも視野に入れたメニュー開発及び市民への普及展開
- (2) 市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に向けた取組を継続して実施していくための持続可能な運営体制の設立、始動
- (3) 市民の健康増進や健康意識の向上に係る施策の効果検証のエビデンスとなる成果指標の試験導入、修正、本格導入
- (4) QOL健診を広く市民に展開するとともに、将来も持続可能な事業として継続していくための効果的な事業スキームについての本格実施に向けた調整
- (5) 前頁の表 No. 1～4 に記載の、弘前大学 COI と連携して行う QOL 健診及び健康プログラムを活用したモデル事業の継続実施、効果検証及び一部自走化の検討

6 その他

- (1) 受注者は、本事業の全部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする一部業務においては、事前に書面にて報告し、市の承認を得たときは、この限りではない。
- (2) 受注者は、弘前市個人情報保護条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果物の所有権、著作権、利用権は市及び弘前大学 COI、健康プログラムの提供者等に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、市及び弘前大学 COI、健康プログラムの提供者等の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者はすみやかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。